

財務諸表に対する注記（法人全体用）

平成28年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

当法人は、原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③リース資産

該当なし

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

1) 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上するとともに、同額を退職給付引当金に計上している。

2) 法人独自の退職給付に係る退職給付引当金

当法人は、本会経理規程第54条に基づき、退職手当金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金に計上している。

②賞与引当金

当法人は、本会経理規程第55条に基づき、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金に計上している。

③徴収不能引当金

当法人は、本会経理規程第56条に基づき、金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収見込み額を徴収不能引当金として計上している。

3. 重要な会計方針の変更

当年度より従来採用していた「社会福祉法人会計基準の制定について（平成12年基準）」から「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年基準）」を採用することとした。

当該変更により、事業活動計算書および貸借対照表の前年度決算欄には金額を記載していない。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」及び独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済」に加入している職員退職手当金支給規程に基づき算出された金額を、これら給付制度及び法人独自の退職積立により支払うこととしている。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 地域福祉推進拠点（社会福祉事業）

- 「法人運営事業」
- 「事務局運営事業」
- 「地域福祉活動支援事業」
- 「ボランティア活動推進事業」
- 「身体障がい者訪問入浴事業」
- 「福祉輸送サービス共同配車センター運営事業」
- 「市民外出支援サービス運営事業」
- 「避難者孤立化防止事業」
- 「いきいきポイント制度事業」
- 「受験生チャレンジ支援業務事業」
- 「生活福祉資金貸付事務事業」
- 「福祉サービス利用援助事業」
- 「法人後見・後見監督事業」
- 「福祉サービス総合支援事業」
- 「成年後見制度推進機関業務事業」
- 「高齢者緊急事務管理事業」
- 「せりがや会館運営事業」
- 「せりがや会館管理事業」
- 「知的障がい者自立生活支援ホーム事業」
- 「障がい者・高齢者一時利用サービス事業」
- 「学童保育事業」
- 「市民後見人活性化基金事業」

2. 障害者総合支援事業拠点（社会福祉事業）

- 「同行援護事業」
- 「障がい者グループホーム事業」

3. 歳末たすけあい運動事業拠点（社会福祉事業）

4. たすけあい資金貸付事業拠点（社会福祉事業）

財務諸表に対する注記（法人全体用）

平成28年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

5. 介護保険事業拠点（公益事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	0	0	0
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
投資有価証券	0	0	0	0
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

（1）地域福祉推進拠点区分

固定資産車輛運搬具の減価償却に伴い、国庫補助金特別積立金を135,270円取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	3,116,260	2,480,034	636,226
器具及び備品	7,510,354	7,459,939	50,415
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	3,048,412	3,048,412	0
合 計	13,675,026	12,988,385	686,641

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	20,348,487	0	20,348,487
未収金	0	0	0
未収補助金	0	0	0
未収収益	561,671	0	561,671
合 計	20,910,158	0	20,910,158

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債	150,000,000	150,597,900	597,900
合 計	150,000,000	150,597,900	597,900

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。